

登米市国土利用計画素案に対する意見を募集

市では、登米市の土地利用の方向性を示す「国土利用計画」を策定するための準備を進めており、今回その素案がまとまりました。今後は市民皆さんの意見を取り入れながら案づくりを進めていきます。

【公表する関係資料】

登米市国土利用計画（素案）

【関係資料の公表場所】

- ▶企画部企画振興課（市役所迫庁舎2階）
- ▶各総合支所地域生活課 地域係
- ▶市ホームページ
(http://www.city.tome.miyagi.jp/)

【提出方法】

郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

意見を提出する際の様式は自由ですが、いずれの方法でも、住所、氏名（団体名、企業の場合はその名称と代表者の氏名）、電話番号、性別、年齢を必ず記載してください。

【募集期間】 7月1日（日）～31日（火）

【その他】

- ①意見は、計画案の作成に向けて参考にさせていただきます。
- ②個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。
- ③皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。

【提出先・問い合わせ】

企画部企画振興課 企画調整係
〒987-0511
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
☎ 0220 (22) 2147
※電話による意見提出はできません。
FAX 0220 (22) 9164
✉ kikakushinko@city.tome.miyagi.jp

消防・防災マニュアル「事故は未然に防ぎましょう」④

大切な命、救えるのはあなたです！！

「あなた」の目の前で、大切な家族や友人が突然倒れてしまいました。様子を見ると意識はなく呼吸が止まっています。さあ、そのとき「あなた」はどうしますか？

このようなときは、できるだけ早く119番通報し、応急手当（心臓マッサージ、人工呼吸）を実施して、救命リレーをスタートさせることがより重要になります。

応急手当の流れ

応急手当のQ & A

Q：自動体外式除細動器（AED）ってなに？
A：電気ショックのことです。
心停止直前に心臓がこきざみに震えることがありますが、そのときに使うと救命効果があるといわれています。
市内には、総合支所や体育館、小学校（一部）・中学校など40カ所に設置されています。

Q：119番通報・AEDの依頼は、一人のときはどうするの？
A：傷病者が子どものときは、心臓マッサージと人工呼吸（30：2）を約2分間実施することを優先してください。

成人は119番通報を優先し、その後に応急手当を実施してください。

| 5月の出動件数 ()は平成19年の累計 | |
|-------------------------|------------------|
| 火災 | 2件 (26件) |
| 救急 | 223件 (1,067件) |
| 救助 | 0件 (0件) |

【問い合わせ】 消防本部・消防署 ☎ 0220 (22) 0119

平成19年度 登米市国民健康保険税のお知らせ

◇税率は据え置き、課税限度額は引き上げ

前年度に比べて医療費の伸びが見込まれますが、国保財政調整基金の一部取り崩しにより、税率については前年度据え置きとなりました。

しかし、国民健康保険法施行令の一部改正により、医療分の課税限度額については、53万円から56万円に引き上げられました。

| 区分 | 医療分 | 介護分 | 内容 |
|-------|----------|---------|-----------------|
| 所得割 | 9.53% | 2.27% | (前年所得額-33万円)×税率 |
| 資産割 | 10.10% | 5.50% | 今年度の固定資産税額×税率 |
| 均等割 | 26,000円 | 9,500円 | 被保険者数×均等割額 |
| 平等割 | 26,500円 | 6,500円 | 一世帯当たり |
| 課税限度額 | 560,000円 | 90,000円 | |

※介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満の人が対象

◇税制改正による高齢者の負担増に伴う緩和措置

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、公的年金収入がある人については、所得割を計算する際に公的年金所得などに係る雑所得から、今年度は7万円の特別控除が適用されます。なお、この緩和措置は今年度で終了し、平成20年度からは特別控除の適用はなくなります。

◇納期は変更ありません

納期は、暫定賦課としての5月が第1期で、今年度の国保税額が確定する第2期の7月に納税通知書（第2期から第9期までの納付書同封）を送付します。

◇国民健康保険税の減免について

災害や失業、病気などにより収入が減少したことで生活が著しく困窮し、国民健康保険税の納付が困難な場合は、その全部または一部が減免される場合がありますので、税務課または各総合支所地域生活課にご相談ください。相談の際は、離職証明書や退職時までの源泉徴収票、雇用保険受給資格者証など今年の収入見込みが分かる資料、印鑑（認印）などを持参してください。

【問い合わせ】 総務部税務課 国民健康保険税係
☎ 0220 (22) 2163

平成19年度 登米市介護保険料のお知らせ

今年度の市県民税が確定したことに伴い、65歳以上の介護保険料が下記の所得段階別区分に応じて決定されます。7月中旬に介護保険料納入通知書を送付しますので、確認の上、納付してください。

◇納付方法について

①納付書で納める人（普通徴収）

年金支払い額が年間18万円未満の人や年途中で満65歳になった人などです。

年途中で満65歳になった人については、65歳になった月の分から介護保険料が計算され、誕生月の翌月に納入通知書と納付書が送付されます。年金から納付になるのは、誕生月からおおむね6カ月後です。

②年金から天引きで納める人（特別徴収）

年金支払い額が年間18万円以上の人は、年金支払い時に介護保険料分を差し引かれて、市に納付される取り扱いになっています。

年1回、誕生月の年金現況届を出し忘れると、年金の支払いが一時停止されます。それに伴い、介護保険料も年金からの取り扱いは翌年9月分までできなくなり、納付書での納付になります。

現況届は忘れずに提出してください。

【問い合わせ】 総務部税務課 国民健康保険税係
☎ 0220 (22) 2163

■所得段階別年間介護保険料

(前年の所得に応じて、6段階に分かれています)

| 段階 | 対象者 | 保険料 |
|------|-------------------------------------|-----------------------|
| 第1段階 | ▶生活保護受給者 ▶高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 | 18,972円 (基準額×0.5) |
| 第2段階 | 住民税世帯非課税かつ年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | |
| 第3段階 | 住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 | 28,458円 (基準額×0.75) |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税（世帯員が住民税課税） | 37,944円 (基準額) |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満 | 47,430円 (基準額×1.25) |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上 | 56,916円 (基準額×1.5) |